

弘前大学における課外活動ガイドライン（令和5年4月1日から適用）

1. 共通項目

- 国・県・大学の新型コロナウイルス感染症対策基本方針に準拠した活動
- 3密となる活動の回避
- 活動前後の健康管理（手ゆびの消毒を含む）
- 携行品（ユニフォーム・タオル等）・飲食物の共用の禁止
- 共用せざるを得ない用具等の管理（消毒）
- マスクの着用について（個人の判断にゆだねる）
- 移動方法の配慮
- 大会・試合
- 感染防止対策不十分な団体への対応

2. クラブ・サークルの活動上の留意事項に関する項目

（1）体育会系クラブ・サークル

- 所属学連、および各スポーツ競技団体が示すガイドラインに準拠した活動

（2）文化系クラブ・サークル

- 所属学連、および関連する各協会や団体等が示すガイドラインに準拠した活動

3. クラブ・サークルの活動場所・施設ごとの使用上の留意事項に関する項目

（1）屋外での活動

- ソーシャルディスタンスの確保

（2）屋内での活動

- 換気（常時開放または定期的開放）

弘前大学における課外活動団体の活動ガイドライン・チェックシート
(令和5年4月1日から適用)

課外活動については、各団体が活動内容を申請し、当該申請を精査の結果、問題ないと認められた場合に活動できる。

なお、感染拡大防止策等については以下の観点を基準とし、不足している場合は、指定する項目の追加を団体に指示する。

また、課外活動を許可する際には、別紙留意事項を各団体に通知する。

共通項目	
	「体調変化と登校・出勤の基準」を満たした学生のみ参加する。 (発熱症状者、濃厚接触者は不可)。
	なるべく他者と十分な距離(2m以上)を確保することに配慮する。
	対外試合、大会等の参加に伴う宿泊を認めるほか、宿泊を伴う合宿も認める。宿泊施設を利用する際は、当該施設の感染拡大防止対策に従う。
	参加者名簿を毎回作成する。なお、他団体等と合同で活動する場合は、他団体等の参加者を確認できる体制をとる。
	活動時間は特に制限を設けないが、適宜休憩を取るようにする。
	大会・試合は、感染防止対策をとられたことを確認できた場合は、参加・実施できる。 試合の場合、対戦相手が社会人・大学生以外の場合は、先方の所属長の許可を得ている。
	移動する際は、交通手段に応じて必要な配慮を行う。 ・公共交通機関：混雑した電車やバスに乗車する時はマスクを着用の上で利用し、利用後は速やかに手を洗う。 ・貸し切りバス、レンタカー、自家用車：乗車前後に手洗いまたは手指消毒を行い、換気(エアコンの外気導入)を行う。 ・自転車、徒歩：3密を回避するよう距離をとって移動する。
	原則として活動中は大きな声を出していない。
	他人と組み合わせたり接触することを前提とした活動は競技団体等のガイドラインに従って行う。
	マスク着用を求めないことを基本とするが、所属学連及び関連する団体がマスクの着用を推奨している場合はそれに従う。
	活動の前後に手を石鹸で丁寧に洗うまたは消毒薬で消毒する。
	飲み物やタオル、ユニフォーム等は、共用せず、個人で管理し、自宅へ持ち帰る。
	物の共用を最小限にする。やむを得ず共用する物がある場合は、活動の前後で消毒する。
活動上の留意事項	
体育系・その他体育系	所属学連および各スポーツ競技団体が示すガイドラインに準拠した活動である。
文化系	所属学連および関連する各協会や団体等が示すガイドラインに準拠した活動である。
活動場所・施設ごとの使用上の留意事項	
屋内での活動	常時換気を行う。常時できない場合は、30分おきに屋内の空気がすべて入れ替わるよう5~10分程度換気を行う。

課外活動を行う際の留意事項

1. マスクの着用を求めないことを基本としますが、所属する学連や関係する団体がマスク着用を推奨している場合は、それに従ってください。
2. 毎回必ず「参加者名簿」を作成してください。必要に応じて提出を依頼することがあるので、適切に保管してください。
3. 活動時間の制限は設けませんが、適宜休憩をとり、室内の活動では換気を行ってください。
4. 大学及び大学以外の施設を借用する場合は、当該施設のルールに従ってください。
5. 飲食を伴うイベントや活動終了後に引き続いての会食では、大声を出さない等、感染リスクを下げるよう心がけてください。
6. 個人の意思による不参加を認め、強要や不参加者に不利益になる取り扱いをしないでください。
7. 感染防止対策が不十分な場合や実際の活動時に徹底されていない場合は、活動の許可を取り消します。
8. 学外者と一緒に課外活動を行った場合（合同練習・大会・試合・イベント参加等）の参加者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合、直ちに学務部学生課に報告してください。
9. 課外活動への参加状況についても「行動記録表」に必ず記載してください。
10. 学外者の本学施設の使用を以下の条件を遵守することで可とします。

定期的に使用するコーチ等：本学学生・職員と同様の感染防止対策をとる。

また、活動参加時は名簿を作成し、本学の「体調変化と登校・出勤の基準」を満たしている場合のみ使用できる。

試合相手、合同練習相手等：名簿を作成し、本学の「体調変化と登校・出勤の基準」を満たしている場合のみ使用できる。